株式会社セレス

定　款

2021年3月24日　改定

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社セレスと称し、英文ではＣＥＲＥＳ　ＩＮＣ.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸
2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス
3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
4. インターネットに関するコンサルティング業務
5. 通信販売業
6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理
7. 古物売買業
8. 有料職業紹介事業
9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業
10. 暗号資産交換業
11. 暗号資産関連業務
12. 各種事業への投資業務
13. 債権の買取り、管理回収業務及びその他金融サービス
14. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第６条　　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法１８９条第２項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第１０条　　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第１１条　　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章　　株　主　総　会

（招集）

第１２条　　定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第１５条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１６条　　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第１７条　　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第１８条　　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第１９条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、３名以上とする。

２　　当会社の監査等委員である取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任）

第２０条　　取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

２　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　　代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

２　　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第２７条　　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２８条　　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第２９条　　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第３０条　　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）
第３１条　　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　　当会社は、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５００万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の設置）
第３２条　　当会社は、監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集通知）
第３３条　　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（常勤の監査等委員）
第３４条　　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第３５条　　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第３６条　　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）
第３７条　　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）
第３８条　　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第３９条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第４０条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第４１条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第４２条　　当会社は、会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第４３条　　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

（期末配当金）
第４４条　　当会社は、株主総会の決議によって毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）
第４５条　　当会社は取締役会の決議によって、一事業年度における任意の日を基準日と定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配

当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第４６条　　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附　　則

（監査役の責任免除等の経過措置）

第１条　　当会社は、取締役会の決議によって、2021 年３月開催の当会社の第 16 期定時株主総会の決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　　2021 年３月開催の当会社の第 16 期定時株主総会の決議に基づく定款一部変更の件の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２７条第１項の規定による会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

株式会社セレス

改定履歴表

年月日	内容
2006年　5月 31日	英文商号の定め 発行可能株式総数変更 株券発行の定め 株式取扱規則制定により移行する項目の削除 他
2007年12月 10日	本社所在地移転
2010年　3月 26日	目的変更
2013年　6月 11日	発行可能株式総数変更
2013年11月 29日	監査役会設立
2014年　3月 28日	会計監査人選任
2014年　6月 19日	発行可能株式数変更 単元株制度の導入
2014年　6月 20日	公告方法変更 株式の譲渡制限の定め廃止 単元未満株主の権利制限の定め設定 自己株式の取得の定め設定 株主総会参考書類等インターネット開示の定め設定 他
2014年　6月 27日 （2014年6月20日総会決議のうち、6月27日に効力発生するもの）	株券の発行の定め廃止 株主名簿管理人の定め変更 株式取扱規則変更
2016年　3月 29日	目的変更 取締役の責任免除規定変更 監査役の責任免除規定変更
2017年　3月 28日	目的変更 補欠監査役の定め設定 中間配当金の基準日設定の定め変更
2018年　3月 27日	目的変更 本店の所在地の変更 取締役の員数変更 監査役の員数変更 附則の定め設定

2018 年 4 月　1 日	附則の定め廃止
2021 年 3 月 24 日	監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

以上